

## 米国における公共図書館と公共法律図書館の関係

慶應義塾大学文学研究科

図書館・情報学専攻 岡田孝子

tokada@slis.keio.ac.jp

### 1. 問題の背景と検討内容

米国においては、市民に法律情報を提供する機関が複数存在する。裁判所や裁判外紛争処理機関、法律扶助機関、図書館などである。このうち、市民に法律情報を提供する図書館には、公共図書館(Public Library)のほかに、公共法律図書館(Public Law Library)と呼ばれる図書館がある。州や市の裁判所に併設され、一般に公開されている法律専門図書館や、州立のロースクールに併設されている図書館で週末に地域に開放されているものなどが公共法律図書館と呼ばれている<sup>1</sup>。

本発表では、法律情報提供機関の中で公共図書館および公共法律図書館に着目し、両者が米国の法律情報提供においてどのような役割を果たしているのか、また、その機能や活動にはどんな差異が認められるかを検討する。さらに、相互の機能を補完するために公共図書館と公共法律図書館がどのような協力関係を築いているのかを考察する。

### 2. 研究方法

おもに文献により検討を進めたが、実態のよくわからない公共法律図書館については、関係者へのインタビューを行った。対象者は、いくつかの公共法律図書館で勤務経験があり、現在は法律図書館向けのコンサルティング業を営む Charles R. Dyer 氏およびサクラメント郡公共法律図書館員 Coral Henning 氏の2名とし、各2時間程

度のインタビューを行った。

質問内容は、米国の法律情報提供体制および公共法律図書館の概要や、公共図書館と公共法律図書館との関係を把握することを目的に設定した。具体的には公共図書館および公共法律図書館における人的・財政的資源、司書の技能と研修、現在の公共法律図書館の課題などの質問を用意して自由に意見を述べてもらった。

### 3. 法律情報提供機関の種類と公共図書館・公共法律図書館の位置

米国で法律情報を提供している機関は大きく分類すると紛争処理機関と情報提供機関に分けることができる(図参照)<sup>2</sup>。紛争処理機関の本来の目的は個々の紛争の解決にあるが、その前段階として多くの相談が寄せられるため、結果として広く法律情報の提供を行っているのである。中でも裁判所では、盛んに法律情報提供が行われている。裁判所の他には、AAA (American Arbitration Association)などに代表される裁判外紛争処理機関も、法律情報提供を行う。また、裁判外紛争処理機関は独立しており、他の機関とは殆ど連携しないが、LSC は図書館と協力する<sup>3</sup>。

一方、紛争処理には携わらず、情報提供を専門に行う機関として、LSC (Legal Services Corporation)と呼ばれる法律扶助機関や公共図書館、公共法律図書館が存在する。LSC とは、低所得者層に法律サービスを行うことを目的に地域の法律扶助機関

に連邦予算の配分を行う組織である<sup>4</sup>。LSCは弁護士による法律事務の支援まで行うのに対し、図書館ではそのような援助は行われない。よって、これらの機関の中では公共図書館と公共法律図書館は特に情報提供にサービスの中心を置いている機関であるといえる。

#### 4 公共図書館と公共法律図書館の違いと役割分担

それでは、情報提供を中心業務とする公共図書館と公共法律図書館の違いはどこにあるのだろうか。以下、目的、利用者層、サービス、資料、職員の点で両者の比較を行う。

##### (1)目的

公共図書館における法律情報提供サービスの目的は、法律情報を求める市民にとって身近な窓口となることである。市民にとって便利な場所にあること、開館時間が長いこと等から、公共図書館は市民が法律情報を求めて初めに訪れる場所のひとつである。

一方、公共法律図書館の第一の目的は、行政官や法曹関係者による裁判事務の円滑化にある。しかし近年では、市民による本人訴訟の支援も目的のひとつとなっている<sup>5</sup>。

##### (2)利用者層

公共図書館は対象とする主題範囲が広い。そのため、市民の日常生活に関わる簡単な法律情報の提供には応えることができるが、訴訟を目的とする場合などでは十分な法律情報を提供することは難しい<sup>6</sup>。

公共法律図書館の場合これまでの利用者は行政官や法曹であった。しかし近年、公共法律図書館においても一般市民の利用が増加しているとの報告がみられる<sup>7</sup>。これらの利用者の多くは本人訴訟を目的としているため、より専門的な情報が必要なのである。

##### (3)サービス

公共図書館・公共法律図書館ともに情報提供サービスの主な方法は、文献の提供である。しかしながら、公共図書館には十分な文献が揃っていないため、専門的な法律情報を求めてやってくる市民に対しては、公共法律図書館等専門機関を紹介することによって対処している<sup>8</sup>。

公共法律図書館においては、そのサービスは文献提供に留まらず、手続のための書類記載方法の指導等にまで広がっている<sup>9</sup>。図書館員がどの程度利用者の訴訟手続書類作成支援を行うのかについては、多くの議論がなされている<sup>10</sup>が、一般的には回答がひとつしかない問題、What や Which で始まる疑問に関する回答は許されるが、回答が複数考えられる質問、Why や How で始まる質問については図書館員が回答するべきではないとされている<sup>11</sup>。

##### (4)資料

公共図書館における法律資料の割合は多くても10%を超えないという<sup>12</sup>。加除式法令集等も十分に差し替えがなされていないものが多い。また、オンライン判例データベースを備える予算がない図書館も多い。

公共法律図書館の場合は、資料のほとんどが法律関係のものであることは言うまでもない。公共法律図書館は地域に密着した専門図書館であるため、その資料は州法に関連する一次資料を中心としている。ミネソタ州など一部先進的な州では、公共法律図書館が公共図書館のための予算を負担して、地域全体で判例データベースのコンソーシアム契約を行っている例も見られる<sup>13</sup>。

##### (5)職員

法律を専門にする主題専門図書館員がサービスを提供している公共図書館はほとんど存在しない。法令集の差し替え等が十分に行われていないのもそのためである<sup>14</sup>。よって、法律資料を扱う図書館員の研修は、

近隣の公共法律図書館において行われることが多い。

公共法律図書館の職員の多くは JD（ロースクールの修了生）であり、JD と MLIS（図書館情報学修士）の両方の学位を持つ職員も、増加する傾向にある<sup>15</sup>。また、公共図書館および公共法律図書館の図書館員の研修はシャドーイングを基本とし、講義形式の研修は行われない。その研修も多くは 2,3 日間だけのことであり、AALL（米国法律図書館協会）が年に数回行う講義形式の研修を含め、長期の研修を行う余裕はない<sup>16</sup>。

これらの特徴の比較を整理すると、下に示す表のようになる。この結果から判明したことは、公共図書館と公共法律図書館は役割分担を行うことによって互いに効率的なサービスを提供しているということである。実際にインタビューでも、ネットワークの重要性が何度も表明された。図書館以外の組織と連携すること、また、公共図書館員に対して公共法律図書館の側から何ができるのかを説明してゆくことがこれからの課題として述べられた。

#### 5. 両者の関係

表に示したとおり、両者の法律情報提供サービスは様々な点で異なっている。すなわち、公共図書館は専門的な情報提供を必要としている市民に対して他の機関を紹介する。また、公共図書館にとっては公共法

律図書館は自館では手に負えない高度なレファレンスサービスについて支援を求めることができる関係機関である。つまり、両者は法律情報提供サービスにおいては相互補完的に機能している。

#### 6. まとめ

法律情報を求める市民の要求は幅広い。その個々の要求に対応するために米国では多くの法律情報提供機関が存在する。これらの機関の種類と相互の関係は、下記の図として表すことができる。矢印は、利用者が他機関を紹介される場合の流れを示す。

裁判所と裁判外紛争処理機関は紛争処理のために法律情報提供を行う。また、裁判所における訴訟を前提として、LSC や公共法律図書館、公共図書館も情報提供を行う。公共図書館と公共法律図書館はこれらの機関の中でも情報提供を主要業務とするが、役割分担をすることにより両者が協力して効率的な活動を行っている。米国でもこのような組織間の連携について様々な試みが続けられている。

今後もこの点について考察を続けたいと考える。

表 公共図書館と公共法律図書館における法律情報提供サービスの特徴

	目的	資料	利用者	サービス	職員
公共図書館	窓口・教育	10%以下	ビジネス	紹介	専門なし
公共法律図書館	本人訴訟支援	専門	本人訴訟	手続指導	JD/MLIS

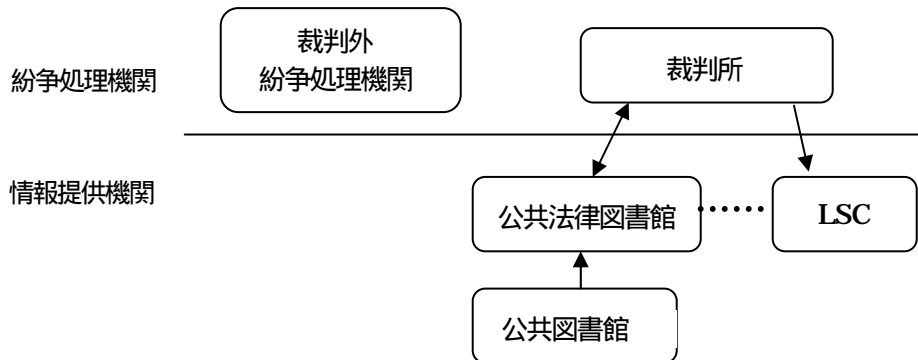


図 米国の法律情報提供機関の関係

<sup>1</sup> Ochal, Bethany J. In Search of Standards for Public Law Libraries. 1978. *Law Library Journal*. Vol. 71. No.1. p.115-120.

<sup>2</sup> Carol Henning 氏へのインタビューに基づく。

<sup>3</sup> County of Starns Minnesota Law Library. "Self-Help-Project" <http://www.co.stearns.mn.us/908.htm> (参照:2007-10-15)

<sup>4</sup> 山城崇夫. "リーガル・サービス・コーポレーションの事業と課題: アメリカの法律扶助の現状." リーガル・エイドの基本問題. 財団法人法律扶助協会, 東京. 財団法人法律扶助協会. 1992. p.139-174.

<sup>5</sup> Fritshel, Barbara. L. "Trand in Library Collaboration to Provide Access to Legal Information." Future Trend in State Courts 2007. <http://www.ncsconline.org/WC/Publications/Trends/2007/ProSeLibraryTrends2007.pdf> (参照: 2007-10-17)

<sup>6</sup> Hicks Frederick C. Law Libraries and Public. 1913. *Law Library Journal*. Vol.6. No.4. p52-55.

<sup>7</sup> Swank, Drew. A. In Defense of Rules

and Roles: The Need to Curb Extreme Forms of Pro Se Assistance and Accommodation in Litigation. 2005. *American University Law Review*. Vol. 54. No.5. p.1537-1594.

<sup>8</sup> Coleman Kathleen. Legal Reference Work in Non-Law Libraries. 1981. *Special Libraries*. January. p51-58.

<sup>9</sup> "Maryland's Peoples Law Library" <http://www.peoples-law.info/Home/PublicWeb> (参照:2007-10-15)

<sup>10</sup> Schank, Peter C. Unauthorized Practice of Law and the Legal Reference Librarian. 1979. *Law Library Journal*. Vol. 72. p.57-64.

<sup>11</sup> Charles. R. Dyer 氏へのインタビューに基づく。

<sup>12</sup> 前記注)11 参照。

<sup>13</sup> "5th judicial District County Law Library Project" <http://www.countylawlibraryproject.southwestmsu.edu/project.htm> (参照:2007-10-15)

<sup>14</sup> 前記注 2)参照。

<sup>15</sup> 前記注 2)参照。

<sup>16</sup> 前記注 2)参照。